

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

① 本町の人口は昭和30年の合併後から昭和60年にかけて、15,000人～16,000人程度で推移していたが、その後減少傾向を示し、平成27年には12,271人（平成27年国勢調査）となっている。年齢別構成比は、0～14歳が11.0%、15～64歳が54.2%、65歳以上が34.8%となっており、20年前と比較して0歳～14歳が40.1%減、15～64歳が26.6%減、65歳以上が46.7%増と少子高齢化が急速に進行している。

② 本町は古くは奥州街道と羽州街道の分岐点の追分の宿場町として栄え、現在も南北に一般国道4号、東北自動車道、JR東北線及び東北新幹線という広域幹線交通網が貫通し広域交通の利便性に恵まれ、町の市街化区域に工場が点在するとともに町の南部に位置する「桑折工業団地」に工場が進出し、自動車関連、食品製造業、運送業等多種多様な事業所がある。一部300人以上使用の事業所があるものの、そのほとんどは中小企業である。

本町の事業所数、従業員数は平成8年では556社、5,292人であったものが、平成26年には549社、5,530人となっており、一部の大手事業所で従業員数が増加しているものの、町内の中小企業では減少傾向が続いている。

また、本町の産業構造を就業者数で見ると（平成27年国勢調査）、産業別構成比では、第一次産業が13.3%、第二次産業が28.9%、第三次産業が57.7%となっている。

さらに、町内の中小企業は、人手不足（小規模事業所については承継する者が不在等）によりこのまま放置した場合には、各事業所の経営規模が縮小していくことが見込まれる。

#### (2) 目標

本町では人口減少と少子高齢化の急速な進行に加え、事業所数、従業員数の減少傾向が続いているが、設備の更新により労働生産性の向上を図り、生産能力の増強を通じ経営の改善と雇用の確保につなげることが必要である。

このため、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことにより、人手不足等の状況においても生産性の向上を図ることを目指す。これにより、生産性向上による労働意欲が増し、雇用創出も期待できる。

これを実現するために、計画期間中に3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業所の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

本町の産業は製造業、建設業、小売業など多岐にわたり多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業所の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

前述したように、本町の地域の特徴として、南北に一般国道4号、東北自動車道、JR東北線及び東北新幹線という広域幹線交通網が貫通し広域交通の利便性に恵まれた環境にあることから町内全域が企業立地に適しており、広く事業者の生産性向上を実現する観点から町内全域を計画の対象とする。

### (2) 対象業種・事業

本町の産業は製造業、建設業、小売業など多岐にわたり、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は新商品の開発、ICT化等多様であるため、労働生産性の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば幅広く対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は3年間、4年間又は5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ①人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ②公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③町税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。